

平成26年度

第3回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて



平成26年8月5日

宇都宮市

子ども部 保育課

## 宇都宮市保育の実施選考基準の見直しについて

平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度により、現行の「保育に欠ける要件」から「保育の必要性の認定」になることから、保育の必要性の優先度や入所の優先順位の基本となる指数表等を定め、宇都宮市保育の実施選考基準の見直しを行うもの

### ※平成24年8月 児童福祉法第24条の改正内容（抜粋）

#### 改正前

・市町村は、保護者の就労又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児等に**保育に欠ける**ところがある場合において、保護者から申込みがあったときには、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

#### 改正後

・市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の就労又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について**保育を必要**とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない。（中略）

・前項に規定する児童に対し、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。（中略）

※施行は平成27年10月予定

## 1 これまでの経過について

- |         |   |
|---------|---|
| 平成10年4月 | 「宇都宮市保育の実施選考方法基準要領」制定   |
| 平成19年1月 | 「宇都宮市保育の実施選考方法基準要領」廃止<br>「宇都宮市保育の実施選考基準」制定  |
| 平成23年4月 | 「宇都宮市保育の実施選考基準」の調整指数表の見直し<br>主な見直し内容<br>・児童虐待やひとり親世帯への配慮<br>・兄弟がすでに入所している世帯の指数の見直し など |

## 2 現在の入所選考方法について（「別紙2-1」,「別紙2-2」参照）

「宇都宮市保育の実施選考基準」により、次の視点に基づき入所選考を実施

- (1) 実施基準指数表により、保護者の勤務や疾病等の「保育に欠ける」状況を指数化
- (2) 調整指数表により、配慮を要する世帯の状況を指数化
- (3) 実施基準指数と調整指数を合計し、指数の高い方から入所
- (4) 指数合計が同点の場合、調整指数等により優先順位をつけ入所

## 3 保育の必要性の認定について

保護者の申請により市町村が「事由」「区分」「優先利用」について、客観的基準を策定するものとされている。

## 4 保育の必要性の「事由」について

### (1) 現行制度（保育に欠ける要件）

#### ・児童福祉法施行令第27条

児童の保護者のいずれもが次の各号（(3)左表参照）のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に「保育に欠ける」と認定する。

### (2) 新制度（保育の必要性）

#### ・子ども・子育て支援法施行規則

小学校就学前子どもの保護者のいずれか（(3)右表参照）に該当することにより保育の必要性を認定する。

※ 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

### (3) 現行の制度と新制度における保育の実施選考基準の比較

現行の「保育に欠ける要件」			新制度の「保育の必要性」の事由			
国		宇都宮市	国		宇都宮市	
児童福祉法施行令 27 条		日中就労		就労（パートタイム・夜間など基本的に全ての就労）	国基準とおり	
		妊娠・出産		妊娠・出産		
		保護者の疾病・障害		保護者の疾病・障害		
		同居親族の介護		同居又は長期入院等している親族の介護・介護		
		災害復旧		災害復旧		
		施行令各号に類する状態	——	その他、上記に類するものとして市町村が認める場合	不存在	
	局長通知		保護者求職中※ 1	求職活動	求職活動	国基準とおり
			育児休業に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること※ 2	育児休業期間の延長に伴う、保育所入所児童の継続入所（要領作成）	育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
			児童虐待のおそれがある等特別な支援を要する家庭※ 3	特別の支援を要する家庭の児童（調整指数で対応）	虐待や DV のおそれがあること	
	市独自		——	就学等	就学	
		——	不存在（ひとり親世帯）	——		

※ 1 「保護者求職中の取扱い保育所の入所要件等について」（平成 12 年 2 月 9 日児保第 2 号）

※ 2 「育児休業に伴う入所の取扱いについて」（平成 14 年 2 月 22 日雇児発第 0222001 号）

※ 3 「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成 16 年 8 月 13 日雇児発第 0813003 号）

### (4) 選考基準の考え方

・子ども・子育て支援法施行規則は、現在の保育実施選考基準の運用における事由が概ね対応されたことから、国の定める事由を本市の基準とする。

## 5 保育の「優先利用」について

・現在、本市では、「ひとり親世帯」などの保育の必要度が高い方が優先的に入所できるよう、調整指数を設け、指数の高い順に入所決定をしている。

### (1) 現行制度と新制度の比較

新制度		現行	
子ども・子育て支援制度の「優先利用」		保育の実施選考基準（調整指数表より）	
① 子どもが障害を有する場合		① 障害児枠での入所希望	福祉的 配慮
② ひとり親世帯		② ひとり親世帯	
		③ ひとり親世帯（協力者なし）	
	市独自	④ 保護者が重度の障害の場合	
③ 生活保護世帯		⑤ 生活保護世帯	
④ 虐待やDVのおそれがある場合		⑥ 児童虐待世帯（DVを含む）	
⑤ 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	新規		養育 環境の 配慮
⑥ 小規模保育など地域型保育事業の卒園児童	市独自	⑦ 乳児保育所からの転園申請	
		⑧ 転居による転園申請	
⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）同一の保育所等の利用を希望する場合	市独自	⑨ 希望する保育所に <u>きょうだい</u> が入所している	その他
⑧ 育児休業明け		⑩ 居宅内労働で、危険・有害物を取り扱う業種	
		⑪ 産休・育休期間満了後に入所希望	減点
		⑫ 育児休暇取得により、一度退所し、再度、休業明けに入所希望	
		① 自営業の専従者（協力者）	
		② 居宅内自営で店舗なし	
		③ 深夜勤務を常態としている	
		④ 保育料未納者	
⑨ その市町村が定める事由	新規		

## (2) 優先利用の考え方

- ・新制度においても、国で掲げられている優先利用については、現行の本市の「実施選考基準」で概ね対応が可能となっている。  
このため、新制度における本市の優先利用は、現行のベースを踏えて、市独自の事項と新たに国で掲げた事項があることから必要な見直しを行う。

### <主な検討事項>

- ・これまで本市独自に設定している優先事項について、引き続き用いるべきなのか。
- ・配点（加点・減点）をどうすべきか。
- ・その他市町村が定めるべき項目があるのかどうか。